

134 労働争議発生状況 平成9～13年

参加人員は、事業所において争議が発生した場合におけるその組合員数を計上してある。「損失日数」は、実際のスト参加者が、1労働日について4時間以上行った場合1日として計上してある。同盟罷業とは、1労働日4時間以上就業しなかった場合をいい、同盟怠業とは作業を継続しながらも量的、質的に能率を低下させることをいう。

資料：県労政・雇用対策課

年月	総数		争議行為を伴ったもの								争議行為は伴わぬが調整のため第三者が関与したもの	
			小計		(内)半日以上同盟罷業			(内)同盟怠業及び4時間未満の罷業				
	件数	参加人員	件数	参加人員	件数	参加人員	損失日数	件数	参加人員	件数	参加人員	
平成9年	12	3 626	9	3 596	7	2 722	389	2	874	3	30	
10	14	6 191	11	6 140	5	3 464	278	6	2 676	3	51	
11	16	2 203	7	1 529	3	354	239	4	1 175	9	674	
12	15	4 524	6	3 290	5	3 040	323	1	250	9	1 234	
13	16	5 706	8	5 489	7	5 214	1 132	1	275	8	217	
13年1月	1	15	-	-	-	-	-	-	-	1	15	
2	3	109	-	-	-	-	-	-	-	3	109	
3	9	5 499	8	5 489	7	5 214	1 132	1	275	1	10	
4	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
5	1	60	-	-	-	-	-	-	-	1	60	
6	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
7	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
8	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
9	1	5	-	-	-	-	-	-	-	1	5	
10	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
11	1	18	-	-	-	-	-	-	-	1	18	
12	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	

注) 争議形態分類においては、二種以上の争議形態を伴ったものは、それぞれの形態に計上し、小計及び総数においては1件として計上してあるので、各争議形態の計は合計とは一致しないものがある。「作業所閉鎖」は、「半日以上同盟罷業」に含めた。また、2月以上にまたがって争議行為を行なったものは、それぞれの月に1件として計上し、年計には1件として計上しているため、各月の合計は年計と一致しない。

135 労働争議項目別要求及び解決件数 平成9～13年

資料：県労政・雇用対策課

年次	総数				組合活動	労働協約及び協定書に関するもの	賃金に関するもの			一時金に関するもの		
	総数	県内民間労組	全国的民間労組	官公労			総数	賃金増額	その他	総数	夏季手当	年末手当
要求												
平成9年	12	5	7	-	1	-	8	8	-	1	-	1
10	14	10	4	-	2	-	6	6	-	3	-	3
11	16	7	9	-	5	-	5	4	1	3	-	3
12	15	9	5	1	6	-	6	6	-	1	1	-
13	16	11	5	-	4	-	9	9	-	5	5	-
解決												
平成9年	12	5	7	-	1	-	8	8	-	1	-	1
10	14	10	4	-	2	-	6	6	-	3	-	3
11	15	7	8	-	5	-	5	4	1	3	-	3
12	14	8	5	1	5	-	6	6	-	1	1	-
13	13	8	5	-	3	-	9	9	-	5	5	-

年次	(つづき)年間臨給	退職金に関するもの			労働条件に関するもの			事業の休止及び解雇反対に関するもの	その他		
		総数	退職金制度の確定又は増額	解雇休業手当	総数	解雇処分反対	その他		総数	統一行動	その他
要求											
平成9年	-	-	-	-	2	2	-	-	-	-	-
10	-	-	-	-	1	1	-	-	2	2	-
11	-	-	-	-	2	1	1	-	1	-	1
12	-	-	-	-	2	2	-	-	-	-	-
13	-	1	1	-	6	2	4	-	-	-	-
解決											
平成9年	-	-	-	-	1	1	-	-	-	-	-
10	-	-	-	-	1	1	-	-	2	2	-
11	-	-	-	-	1	1	-	-	1	-	1
12	-	-	-	-	2	2	-	-	-	-	-
13	-	-	-	-	4	-	4	-	-	-	-